

合併公告

平成 26 年 2 月 3 日

債権者各位

東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
株式会社マイナビ
代表取締役社長 中川 信行

当社は、平成 25 年 12 月 18 日開催の株主総会において、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社マイナビ浜松（本店所在地 静岡県浜松市中区板屋町 111 番地の 2）を吸収合併消滅会社とした吸収合併を行うことを決議いたしましたので公告いたします。これにより効力発生日をもって当社が株式会社マイナビ浜松の権利義務一切を承継し、株式会社マイナビ浜松は解散することとなります。

この合併に異議のある債権者は、本件公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社マイナビ
<http://www.mynavi.jp/>

株式会社マイナビ浜松
掲載紙： 官報
掲載の日付：平成 26 年 1 月 8 日
掲載頁： 62 頁（号外第 3 号）

以上